

鳥取市攻守の要となる水田農業法人育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市攻守の要となる水田農業法人育成事業費補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、水田農業の将来を支える基幹的な法人を育成することで、地域農業の維持発展の実現を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助金の交付)

第5条 本補助金は、別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額(1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)と同表の第5欄に掲げる補助上限額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。

- 2 鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内業者(県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。)への発注に努めなければならない。
- 3 補助対象経費が工事請負費及び委託料の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と市が認めた場合については、この限りでない。
- 4 ビニールハウス等の農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した者は、園芸施設共済、民間の建物共済又は損害補償保険等(天災に対する補償を必須とする。)に加入するものとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

- 2 本補助金の交付を受けようとする者は、事業実施主体が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。)であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して市長がその財源

に充当する県の補助金の交付の申請をしてから当該交付の決定を受けるまでの日数に14日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 市長は、前条第2項の規定による交付申請を受けたときは、第5条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第8条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条の規定に該当するときは、あらかじめ規則様式第3号を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、同項の規定に準じて市長の承認を受けることができる。
- 3 前条第1項の規定は、前2項の承認について準用する。この場合において、前条第1項中「財源に充当する県の補助金の交付の申請をしてから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について県の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、別表の第6欄に掲げるもの以外の変更とする。

（着手届を要しない場合）

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告）

第11条 本補助金の実績報告は、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、確定次第様式第2号により速やかに市長に報告を行うこととする。この場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第12条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

- 3 第7条第1項の規定は、規則第16条の承認について準用する。この場合において、第7条第1項中「財源に充当する県の補助金の交付の申請をしてから当該交付の決定」とあるのは、「処分について県の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(収益納付)

第13条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(契約等)

第14条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(事業実施状況の報告等)

第15条 補助事業者は、申請書に掲げた事業の実施状況等を、攻守の要となる水田農業法人育成事業実施要領（令和7年3月24日付第202500001538号鳥取県農林水産部長通知。以下「要領」という。）別紙様式2により、申請書に掲げる目標最終年度分まで、毎年度の実績を翌年5月31日までに報告するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月24日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第9条関係）

1 対象事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助対象上限額	6 重要な変更
(1) 要領第5の1に定める基本支援	要領第3において定める者	水稲作付面積の拡大、経営の安定化等に資する機械施設整備等に要する経費	2/3	100,000千円	施行場所（内容） 本補助金の増額
(2) 要領第5の2に定める追加支援		(1) 要領第5の1に定める基本支援の補助対象経費の実績額に5%を乗じて得た額に、要領第5の2の(1)の取組の実施が確認できた取組数（ただし、最大2取組とする。）を乗じて得た額 ※要領第5の2の(1)のイ及びロの取組を実施する場合は、実施予定日の1月前までに要領別紙様式3を鳥取市長及び地方事務所へ提出し、実施状況の確認を受けること。	10/10	10,000千円	

様式第1号（第6条、第11条関係）

年度鳥取市攻守の要となる水田農業法人育成事業計画書（報告書）

1 事業実施主体名

2 事業実施方針

3 事業の内容

種目・項目	数量	単価	金額	備考
		円	円	
		合 計	円	

(注) 種目・項目欄には、上段に本事業により導入を予定している（導入した）機械・施設等の名称を記載し、下段に仕様等を括弧書きで記載すること。

4 事業費の内訳

事業種目	事業費	内訳			備考
		県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	
合 計					

5 収支予算（決算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算 額)	前年度予算額 (本年度予算 額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 事業完了（予定）年月日

7 県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由
（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に理由を記載）

8 園芸施設共済等への加入状況

（加入済・今後加入予定（○年○月）・対象施設を導入しない）

※ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、施設の利用開始までに園芸施設共済等へ加入すること。

9 他の補助金の活用

(1) 活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用補助金の概要

※活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

(3) その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

10 消費税の取扱い

（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

11 融資担保の有無（有・無）

※事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、別紙に融資の内容を記載して添付すること。

12 添付資料等

(1) 事業の詳細がわかる資料（要領別紙1-1）

(2) 財産管理台帳（様式第3号）※実績報告時のみ

(3) その他、農林水産部長が別に定める書類

別紙

種目・項目	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

鳥取市長 様

事業実施主体 住 所
氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取市攻守の要となる水田農業法人育成事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付鳥取市指令第 号により交付決定の通知のあつた鳥取市攻守の要となる水田農業法人育成事業費補助金について、鳥取市攻守の要となる水田農業法人育成事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額
(年 月 日付第 号による額の確定通知額)
金 円
 - 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
 - 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
 - 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円
 - 5 添付資料
(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
(別紙2)
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）
-

別紙 2

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
 - (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ			非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経費の内訳					

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

様式第3号（様式第1号添付資料）

財 産 管 理 台 帳

法人名 _____

事業実施年度	年度	攻守の要となる水田農業法人育成事業費補助金							処分制限期間		処分の状況		摘要
事業の内容			工期		経費の配分			耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
工種構造施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分							
						県費	市町村費	その他					
合計													

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。